

**湯浦地区地域優良賃貸住宅整備設計に係る
公募型プロポーザル（県内共同事務所の選定）に関する質疑回答**

番号	質問事項	回 答
1	協力事務所については、県内事務所でなくてもよいですか。	可とする。
2	「提案書作成要領」に業務として「基本設計、積算等」とありますが、それ以外の基本計画、実施計画、申請手続き、工事監理も対象業務と考えてよろしいですか。	貴見のとおり。